

人権施策推進指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に対し、正しい知識を持ち、それぞれの人権を尊重することが求められています。

本市では、昭和 51 年 7 月に「われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現する」として人権擁護モデル都市宣言をしました。

また、平成 15 年 9 月に全国で 4 番目に「子どもの権利に関する条例」を制定しました。平成 17 年に「男女共同参画推進条例」、令和元年に「犯罪被害者等支援条例」、令和 3 年に「再犯防止推進計画」など、本市に必要と考えられる条例及び計画を策定し、様々な取り組みを行ってまいりました。

しかし社会には依然として、人命を奪う虐待やいじめ、性的マイノリティへの偏見や差別、スマートフォンの普及や様々な SNS の利用拡大によるインターネット上での誹謗中傷など、人権を脅かす事案が多数発生しています。

このような状況や「多治見市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取り組みを引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「多治見市人権施策推進指針」の第 3 次改定を行うものです。

2 基本理念

SDGs が目指す姿（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現）は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においても SDGs の観点も踏まえ各種取り組みを推進していくことが必要です。

これまでの第 2 次指針では、共通認識を「誰ひとり取り残さない社会へ」、基本理念を「一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり」「差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり」「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり」として、人権施策を推進してきました。

今後も、これまでの基本的な考え方を受け継ぐとともに、「第 8 次多治見市総合計画」の、目指すまちの姿『市民が主役！躍動するまち 多治見』の実現に向けて、基本理念を以下のとおりとします。

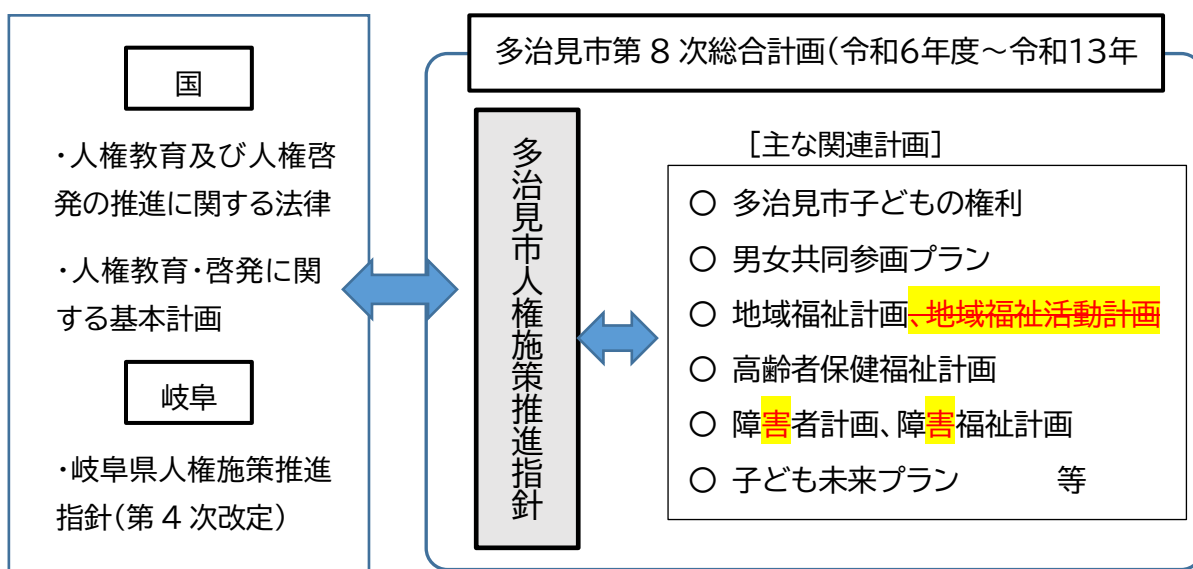
『一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、

誰ひとり取り残さない社会を目指して』

3 指針の位置づけ

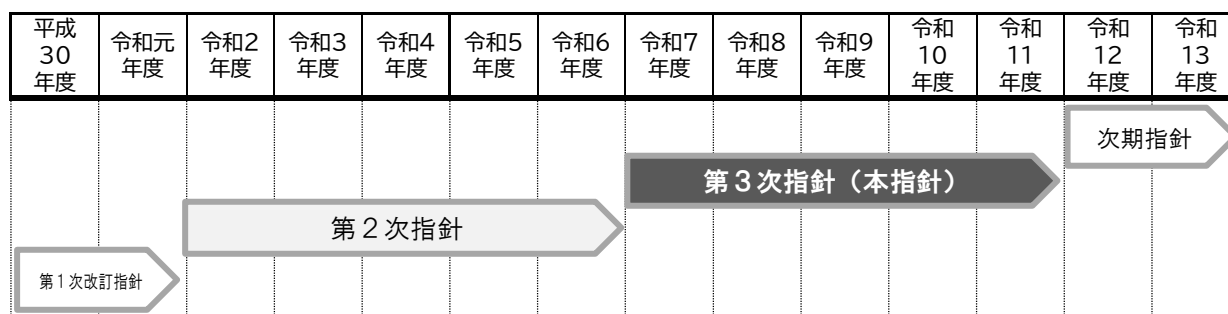
本計画は、上位計画である「第8次多治見市総合計画」を踏まえるとともに、各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。

国の人権教育・啓発に関する基本計画には、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取り組みにとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の**取り組み**も重要である。このため、政府においては、「これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取り組みを着実に推進することとする。」と明記している。



4 指針の推進期間

第2次指針は、令和7年3月に終了となることから、本計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



基本的施策

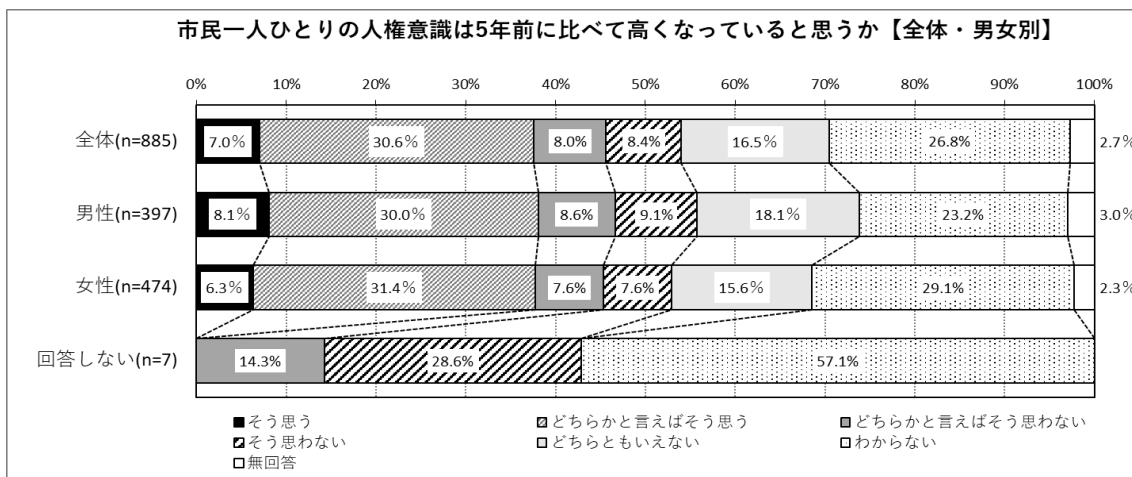
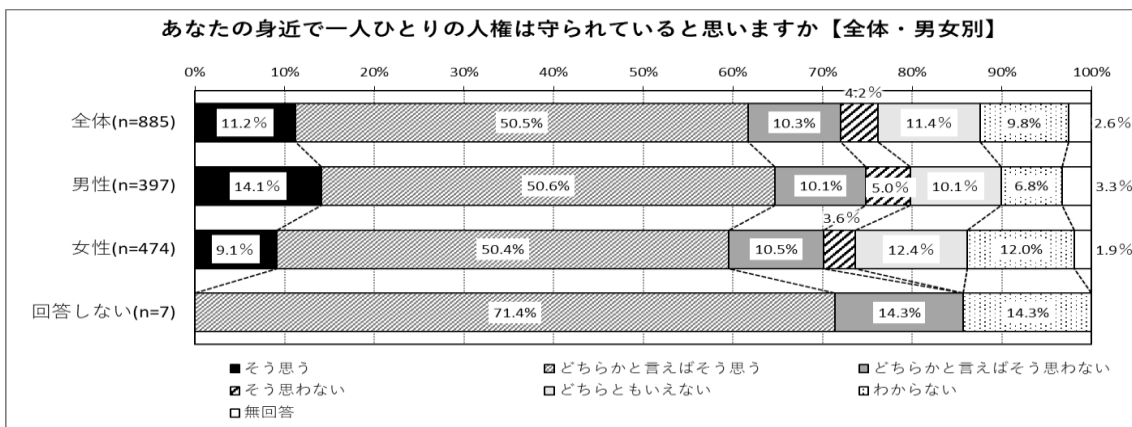
1 人権教育

人権教育については、市民一人ひとりが、家庭・地域社会、学校、職場その他の様々な場を通じて、人権尊重の意識を高めることができるよう、学校教育及び生涯学習を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても一人ひとりが人権を尊重することの重要性を理解し、人権に十分に配慮した行動が取れるよう、あらゆる分野において、人権教育に取り組んでいます。

本市では、子どもの発達の段階等を踏まえ、教育活動全体を通じて人権尊重の意識向上に取り組んできました。令和 5 年度に実施した人権に関する市民意識調査(※)(以下「市民意識調査」という。)では、あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思う人(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合は 61.7%となっており、市民一人ひとりの人権意識は 5 年前に比べて高くなっているかについても、「高くなっていると思う」が 37.6%となっています。

しかし、現在、子どもを取り巻く人権問題として、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みがあり、それが深刻な社会問題となっています。こうした問題や生活の背景に存在する人権にまつわる課題が、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあり、それらの課題への対応が求められています。



ア 学校教育

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。子どもたちの発達の段階に応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、学校の教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育むための教育を推進します。

○ 学校・幼稚園における人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校における「ひびきあい活動」を通じて、人間の尊重を基本としながら、ウェルビーイングの感性を育て、多世代交流により他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、相手を大切にしながら、豊かな人権感覚(※)の醸成に努めます。

○ 教職員に対する研修

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、極めて重要な役割を担っています。そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念に十分な認識を持つことができるよう、課題別研修や同和教育をはじめ、子どもの人権についての教育、男女共同参画に関する教育等様々な人権に関する教育についての研修を実施します。

イ 生涯学習

生涯学習においては、性別、年齢、地位等に関わらず市民一人ひとりの人権が大切にされるために、人権意識の醸成につながる学習や活動が必要です。

そのためには、人権に関する講演会やセミナーを継続的に実施することが大切です。「多治見市子どもの権利に関する条例」や「多治見市男女共同参画推進条例」を制定したことから、特に子どもの権利と男女共同参画の理念の普及に努め、毎年子どもの人権及び女性の人権をテーマにした研修会を実施します。

保護者と子どもが共に人権感覚を身につけられるような学習機会の充実や情報の提供に努めます。保護者の家庭教育参加への促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談体制の充実など、家庭教育への支援を図ります。

公民館などの地域施設においても、セミナー等を実施して人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、地域との交流の機会の充実を図るなかで、協力や連携を大切に、情報を共有していきます。

※人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

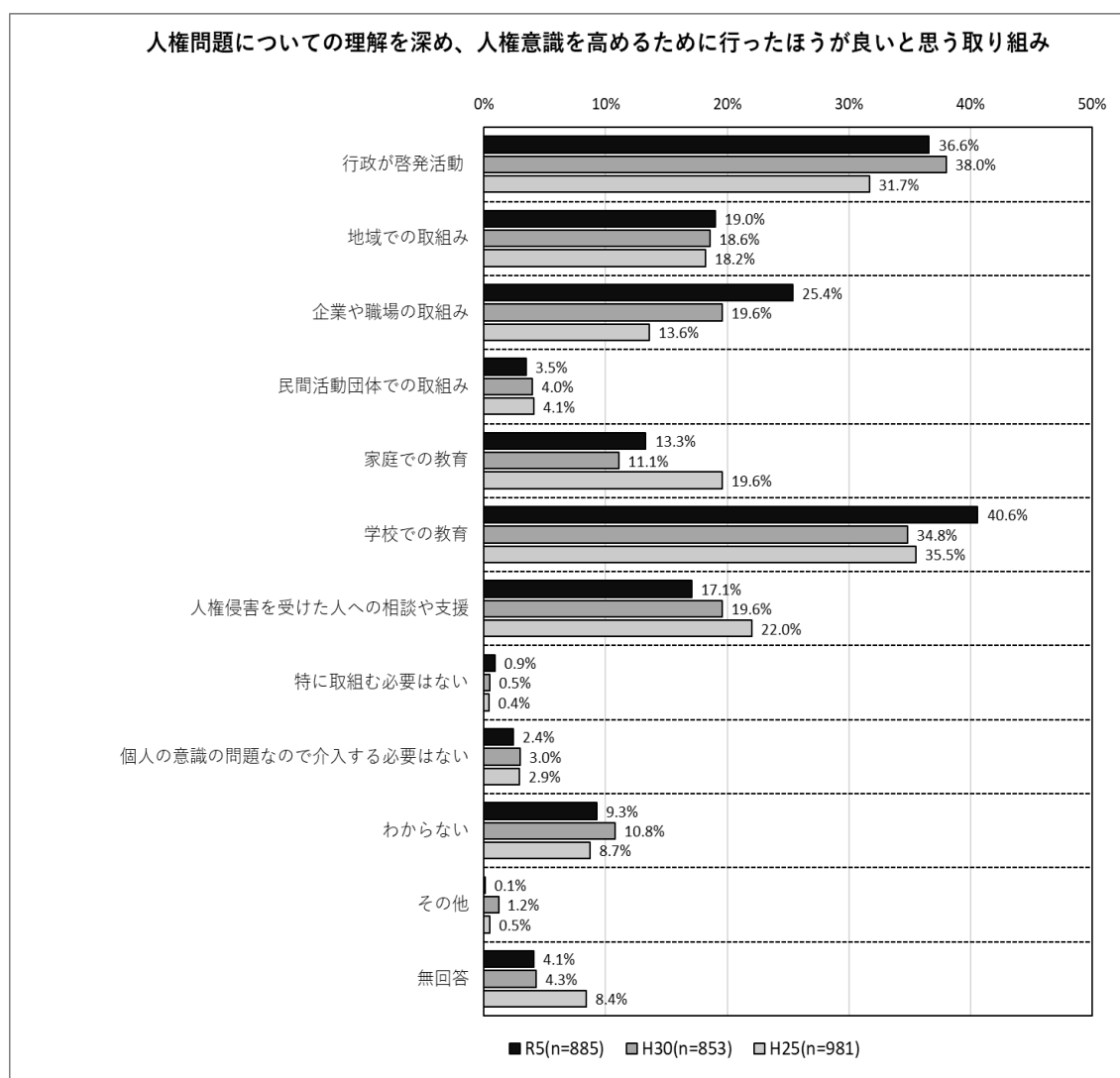
2 人権啓発

人権啓発とは、人権教育・啓発推進法によれば、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を意味し、人々が「その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを目的としています。

人権啓発**することでは、広く人々に研修、情報提供、広報活動等により、一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動が**できるようになることです。

差別などの人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の欠如が原因となっている場合が多くあります。市職員や企業、市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えるために、あらゆる機会を通じて人権啓発を進める必要があります。

人権意識を高める方法として、40.6%が「学校での教育」、次いで36.6%が「行政が啓発活動」、25.4%「企業や職場の取組み」となっており、学校、行政や企業が連携して人権意識を高める教育・啓発が必要であると言えます。



ア 市民への啓発

法務局や人権擁護委員協議会等と連携して、人権に関する情報の収集や人権週間などの各種事業に合わせてパネル展や街頭啓発活動を行い、また、人権相談業務などを通して人権尊重の意識の高揚を図ります。

国や県等と連携して人権啓発活動を推進することとし、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会による啓発や様々なメディアを活用した効果的な啓発活動を行います。

イ 企業への啓発

人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の姿勢に基づいた企業活動の推進のため、啓発冊子や情報の提供を行うほか、おとどけセミナーなどにより企業の自主的な人権尊重の活動を支援します。

国・県等と連携し、人権啓発活動の取り組みを企業に働きかけます。

採用にあたっては就職の機会均等を確保するために、公正な採用選考を実施し、雇用の促進を図られるよう、国・県等の関係機関と連携しながら啓発を推進します。

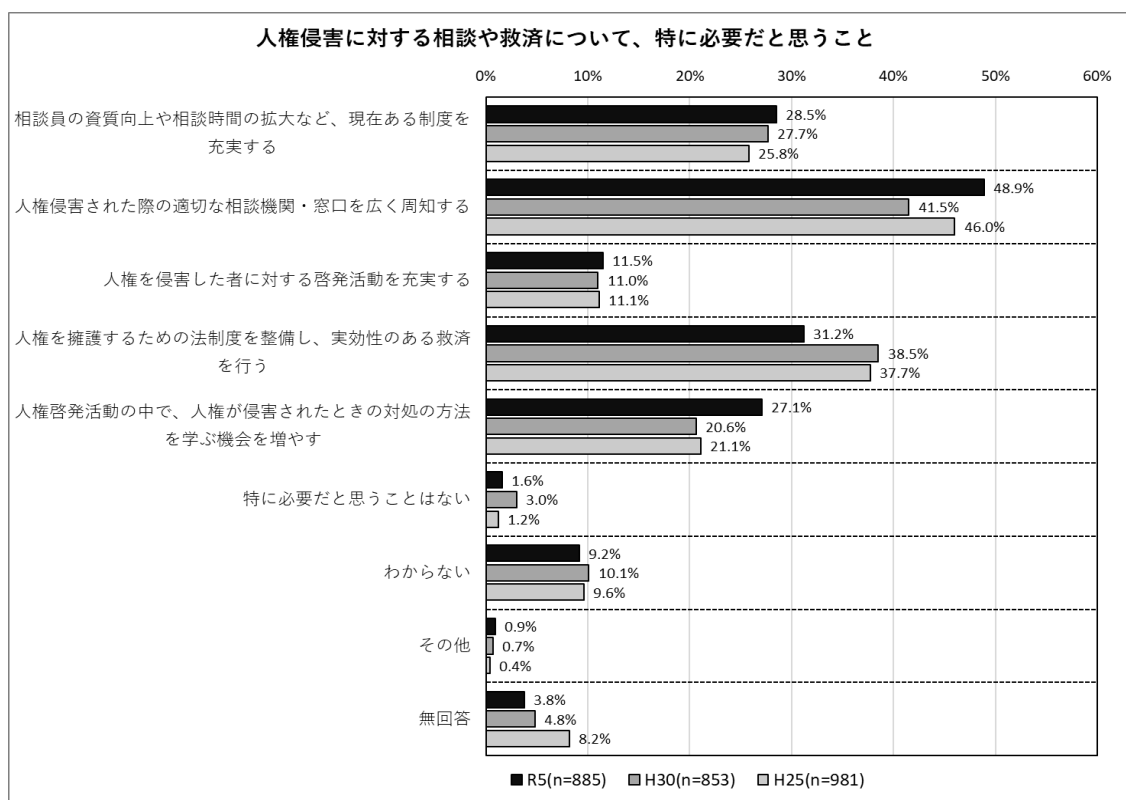
ウ 市職員への啓発

市民生活に深く関わる市職員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、人権尊重の姿勢に基づき職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

3 相談・支援の充実

市民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要です。多様な人権問題が生じている現状において、相談窓口の役割が大きくなっており、市民の様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

「人権侵害に対する相談や救済について、特に必要だと思うこと」については、48.9%が「人権侵害」された際の相談機関・窓口を広く周知する」、となっており、相談機関・窓口の周知が必要であると言えます。



ア 様々な困りごとへの相談窓口の充実

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、様々な人権問題に対する相談窓口を明確化し、市民が利用しやすい相談体制をつくります。

イ 相談機関等の情報提供

市民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談・支援に関する窓口及び制度の内容や、各種相談・支援機関の情報を、市ホームページや広報誌など様々な広報媒体を活用して積極的に提供します。

ウ 相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員

がそれぞれの職務に応じ各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

4 多様な主体との連携

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報収集・提供は大きな**要素の**一つです。

このため、国をはじめ岐阜県、他自治体、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

ア 関係機関・団体等との連携・協力の強化

多様化・複雑化する人権問題について、個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、国・県並びに関係機関・団体等の各種相談機関・支援機関との相互の連携・協力を強化します。

イ 法務局・岐阜県・人権擁護委員等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済

法務局等の国の機関や、県及び県の関係機関、他市町村などとの連携を図りながら、人権施策を推進します。

また、学校、人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司、更生保護女性会など人権に関わる団体と人権問題や人権施策に関する情報交換を行うほか、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加など、広域的な連携を図ります。